

## 新潟市消費生活推進計画・消費者教育推進計画(二次改定)(素案)に対する意見及びその対応

番	頁	項目	委員からの意見	事務局の考え方	修正(案)
1	3	第2章 消費者を取り巻く状況の変化 1 消費者を取り巻く現状 (4)消費生活の安全・安心にかかわる事件・災害などの発生	資料2の「消費者白書」に子どもの事故防止の特集が取り上げられている。消費生活の中で、重要なことなので計画の中に書き込むことはできないか？	第2章 消費者を取り巻く状況の変化 1 消費者を取り巻く現状 (4)消費生活の安全・安心にかかわる事件・災害などの発生 に右記のとおり、書き込むこととしました	計画(修正案)P3に記載のとおり。
2	3	第2章 消費者を取り巻く状況の変化 1 消費者を取り巻く現状 (5)エシカル消費、食品ロスへの安心の高まり	エシカル消費について、具体的に分かりやすい説明の配慮があったほうがいい。「持続可能な開発目標(SDGs)」でも海を守るとかというところにも結びつけられているので、説明もされたほうがいい。	「エシカル消費」に、持続可能な開発目標(SDGs)」を追記し、P60 資料編の用語の解説で説明させていただくことにしました。	計画(修正案)P3、P60に記載のとおり。
3	15	第4章 計画の課題と施策の体系 2 課題と施策の展開 課題Ⅱ「消費者教育の推進(新潟市消費者教育推進計画)	消費者教育を進めていく上で、「消費者市民社会」という言葉が、キーワードになっているが、計画の中に記載がない。消費者教育を進めるうえで必要な言葉ではないのか？	課題Ⅱ「消費者教育の推進(新潟市消費者教育推進計画)の前文に、「消費者市民社会」について記述することとしました。	計画(修正案)P15に記載のとおり。
4	16	同上 課題Ⅱ「消費者教育の推進(新潟市消費者教育推進計画)	一番被害に遭いそうな高齢者への対応として、敬老会の寸劇など、印刷物以外のものが欲しい。	施策5消費者教育の機会の充実 (6)高齢者に対する消費者教育の充実の③に「高齢者の見守り…」と加えました。	計画(修正案)P16、施策5-(6)-③に記載のとおり。
5	17	同上 課題Ⅱ「消費者教育の推進(新潟市消費者教育推進計画)	小中高生にとって教員は身近な存在で、教職員に対する研修は重要である。	施策6消費者教育の支援者の育成 (1)消費者教育の支援者の育成の①に「実効性のある…」と書き加え教職員の研修を実施したいと思います。	計画(修正案)P17、施策6-(1)-①に記載のとおり。

番	頁	項目	委員からの意見	事務局の考え方	修正(案)
6	17	同上 課題Ⅱ「消費者教育の推進(新潟市消費者教育推進計画)」	地域教育コーディネーターに消費者教育の研修を受けさせたら、消費者教育が浸透するのではないか？	施策6消費者教育の支援者の育成 (1)消費者教育の支援者の育成の①に教職員のほかに、「学校関係者等」を加えました。	計画(修正案)P17、施策6-(1)-①に記載のとおり。
7	17	同上 課題Ⅱ「消費者教育の推進(新潟市消費者教育推進計画)」	消費者教育コーディネーターの配置は重要であり、ぜひ取り組んでほしい。	現段階では、庁内での調整が進められていないため、具体的配置については、計画へ書き込みません。	計画(修正案)に修正・記載しない。
8	18 ～ 19	同上 課題Ⅲ「消費者被害の防止・救済」	「消費者契約の適正化」を図るためには、市の条例に基づく調査・勧告、事業者名の公表は悪質業者を排除するうえで、重要な機能だ。	該当事例はありませんが、引き続き国や県など関係機関と協力して施策を遂行したいと考えています。	計画(修正案)の修正はしない。
9	26 ～ 28	第5章 重点的な取り組みと目標値 1 重点的な取り組みと施策 及び 2 重点的な取り組みの目標値	消費者教育の取組について、具体的に何に取り組むのか出前授業に取り組むのか、施策を体系化したうえで改めて取り組むのか？具体的な取組を書き込むべきだ。	重点施策の「取り組み1」については、消費者教育への考え方を示すとともに、「現状」と「目標値」を記載しました。	計画(修正案)P27、28、重点的な取り組みと施策及び「目標値」の「取組1」に記載のとおり。
10	26 ～ 28	同上	成年年齢の引き下げについても取組むとされているが、具体的なものがあればオンデマンドでもよいので重点施策の取組として、書き込むべきだ	成年年齢の引き下げに伴う具体的な動きは、全国の都道府県での取り組みが示されましたが、今後「若者向けアクションプラン」の中で具体的なものが示されと考えていますので、県と一緒に検討していきます。	計画(修正案)P27、28、重点的な取り組みと施策及び「目標値」の「取組1」に記載のとおり。
11	26 ～ 28	同上	一次改定計画で重点的な取り組みの目標値とした「ポータルサイトの構築」は「未達成」となっていることから二次改定計画でも同様に残して、取り組むべきだ。	現時点で「未達成」であり、引き続き取り組むこととします。	計画(修正案)P28、重点的な取り組みの目標値の「取組2」に記載のとおり。